



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	超義務と道徳的葛藤の関係についてのさらなる考察：コメントリー「道徳的理由のあいだの葛藤という観点から超義務を考える」へのリプライ
Author(s)	浦野，敬介；石田， 柊
Citation	応用倫理， 16， 46-58
Issue Date	2025-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.16.46
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95759
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_4_46-58.pdf



研究ノート

超義務と道徳的葛藤の関係についてのさらなる考察 ——コメンタリー「道徳的理由のあいだの葛藤という 観点から超義務を考える」へのリプライ

浦野敬介（東京大学）、石田柊（広島大学）

要旨

この研究ノートは、浦野敬介と石田柊による論文「しないに越したことはない——超義務と亜義務の倫理学」に対する玉手慎太郎のコメンタリー「道徳的理由のあいだの葛藤という観点から超義務を考える」への応答である。玉手は、「望ましいが義務的でない行為」のうち慈恵型超義務・英雄型超義務のどちらにも該当しない事例を挙げ、浦野らの分類を補完する第三の超義務クラスとして「葛藤型超義務」を提案する。ある行為が葛藤型超義務にあたるのは、その行為が、それ自体は望ましいにもかかわらず、他の事柄を考慮した結果すべてを考慮して義務的ではない場合である。我々は、このような道徳的葛藤が「望ましいが義務的でない行為」と深い関係にあることを否定しないが、それを超義務の一類型として扱うことには懐疑的である。第一に、複数の慈恵型超義務のあいだで道徳的葛藤が生じることがあり、「葛藤型超義務」を加えた超義務の三分類は成立しない。第二に、道徳的葛藤は義務についても生じる一般的な現象であり、超義務に特有ではない。我々は、超義務と道徳的葛藤を、それぞれ異なる形で我々の規範的経験と道徳的選択を複雑化する、独立した規範的現象だと考える。

Abstract

In this article, we respond to Shintaro Tamate's commentary on the discussion by Keisuke Urano and Shu Ishida. Tamate points out that their taxonomy may not exhaust the entire spectrum of "desirable yet non-obligatory" actions, suggesting the need for another class of supererogation—i.e., conflictive supererogation. Roughly put, an action is conflictive-supererogatory when it is desirable in itself and yet non-mandatory, all things considered, in light of other moral considerations. It is caused by a conflict between two (or more) moral reasons, each of which alone is not decisive. True, this sort of moral conflict might comprise a part of the domain of "desirable yet non-obligatory" actions. However, even setting aside potential disputes on whether the situation described by Tamate should be genuinely outside the scope of heroic or benevolent supererogation, we are sceptical of seeing it as a novel class of supererogation. First, such a tripartite classification of supererogation would

face a taxonomical inconsistency when, for instance, we should choose between two small benevolences. Second, and more importantly, moral conflict is a quite general normative experience, not unique to supererogation; we are familiar with cases in which moral conflicts complicate the call of obligations, such as moral dilemmas. Having these observations in mind, we finally submit a revised picture: supererogation—whether heroic or benevolent—and moral conflicts are two distinct normative phenomena that can often render a desirable action non-obligatory, independently complicating our normative experiences and moral choices.

1. 序論

この研究ノートは、玉手慎太郎のコメンタリー「道徳的理由のあいだの葛藤という観点から超義務を考える」へのリプライである。玉手は、「望ましいが義務ではない行為」や「望ましくないが禁止されない行為」にかかわる我々の日常的経験を参照しながら、超義務・亜義務をめぐる浦野敬介・石田柊の議論（浦野・石田 2024）を詳細に検討している。そして、浦野らの議論がカバーできていない重要な現象として、玉手は「葛藤型超義務」および「葛藤型亜義務」という類型を提案している。このリプライの目的は、玉手のこうした検討を再検証することと、それを通して超義務・亜義務をめぐる議論の地平をさらに広げることである。

第2節では、玉手のコメンタリーの論旨を、以後の議論に関連する限りで簡単に確認する。第3節から第6節では、玉手の議論に対して四つの点から応答を試みる。第7節は結論と今後の展望である。

2. コメンタリーの論旨の確認

玉手のコメンタリーには、浦野らの議論のさまざまな点への言及があるが、コメンタリーの主要な部分を占めるのは、道徳的葛藤という現象に着目して超義務・亜義務の新類型を提案するというものである。その点をビッドにするため、以下の事例を考えたい。

〈熱心な卒論指導〉大学教員である A は、学生の卒論指導の準備をしている。A のゼミ生はみな真面目であり、教員が卒論指導にエフォートを割けば割くほど高い学習効果が得られる（A もそれを知っている）。また、これまで A のゼミ生は就職後にさまざまなセクターで働き、卒論を通して身につけた思考能力等を社会に還元している（A もそれを知っている）。A は、熱心な卒論指導の経験が豊富であり、また今年度の学務負担は過大でない。そこで A は、今年度のゼミ生 10 人それぞれのテーマの関連文献を取り寄せて読み、学生の手稿を毎週添削し、いつでも面談に応じている¹。

玉手によれば、〈熱心な卒論指導〉における A のこうした行為は、超義務的である。このような指導が道徳的に望ましいと考えることは不自然ではないが、このような指導が教員として義務であるとは考えに

1 玉手のコメンタリー第4節の事例をもとに再構成した。

くい。それゆえ、A のこうした行為は「望ましいが義務ではない」行為、つまり超義務的行為である²。

浦野らは超義務を慈恵型超義務と英雄型超義務に分類したのだが、A のこの行為はどちらにも分類できない。一方では、A の献身的指導が生み出す価値は決して瑣末なものではないから、この行為は慈恵型超義務ではない。他方で、A にとって献身的な指導は選択肢集合に入らない行為——いわば「考えもつかない行為」——ではないから、この行為は英雄型超義務でもない。したがって、もし A のこうした行為を超義務として適切に記述するためには、慈恵型でも英雄型でもない第三のクラスが必要になるのではないか——これが玉手の議論の出発点である。

そこで玉手が提案するのが、**葛藤型超義務 (conflictive supererogation)** という類型である。ある超義務的行為 ϕ が葛藤型超義務的行為であるのは、 ϕ をする道徳的理由と ϕ をしない道徳的理由が互いに競合し、どちらの理由も決定的でないため、 ϕ をすることが望ましいにもかかわらず義務的でもなければ禁止もされないことをいう³。先の事例で考えよう。A には、たしかに熱心に学生を指導する道徳的理由があるかもしれない。しかし、A には、研究者として研究を進める道徳的理由もあるし、家族など親しい人のために時間を使う道徳的理由もある⁴。A が学生指導にエフォートを割けば割くほど、自分自身の研究時間や家族との時間は少なくなることを考えれば、後者の道徳的理由は、A が熱心な学生指導をしない道徳的理由となる。そして、この状況ではどの道徳的理由も決定的でないため⁵、熱心な学生指導は、その望ましきにもかかわらず義務的だとはいえない（もちろん禁止されるわけでもない）。これが、玉手が提案する葛藤型超義務というタイプの概要である。

同じことが亜義務にも言える。その最も極端な例の一つとして玉手が挙げるのが、致命的状況において患者の宗教的信条にもとづき輸血を差し控えることである。輸血の差し控えは、十分に利用可能な救命手段があるにもかかわらずそれを使わない点で、道徳的に望ましくないと考えても不自然ではない反面、このような選択は現代の多くの社会で禁止されていない。そのため、この行為は「望ましくないが禁止されない行為」、すなわち亜義務的行為である。けれども、一方で、この行為は患者の死につながり、その負価値は決して軽微ではないため、この行為が非行型亜義務だとは考えにくい。他方で、この行為は医療従事者によって実際に選択されているため、極悪型亜義務だとも考えにくい。そのため、浦野らの亜義務の二分類に加えて、ここでも玉手は第三のクラスとして**葛藤型亜義務 (conflictive suberogation)** という類型を提案する。葛藤型超義務と同様に、葛藤型亜義務も以下のように理解できる——ある亜義務的行為 ψ が葛藤型亜義務的行為であるのは、 ψ をしない道徳的理由と ψ をする道徳的理由が互いに競合し、どちらの理由も決定的でないため、 ψ をすることが望ましくないにもかかわらず禁止されない（もちろん義務的でもない）ことをいう。

以上が、玉手の提案の概要である。玉手の提案の中心にあるのは、複数の道徳的理由が互いに競合し、そのどれも決定的ではないという状況をどのように記述するのが適切かという問題である。簡潔のため、この状況を一般に**道徳的葛藤 (moral conflict)** と呼ぶことにする⁶。

2 玉手が明示しているように、A の行為は、より厳密な超義務の定義（浦野・石田 2024, 18; cf. Hansson 2015）も満たす。

3 玉手のはっきり述べているように、これは総合的免責説（浦野・石田 2024, 21-22）とは異なる。総合的免責説は、道徳的理由と非道徳的理由との競合により道徳的義務が生じなくなっているとする立場である。これに対して、ここで検討しているのは、道徳的理由と別の道徳的理由との競合により道徳的義務が生じなくなっているとする立場である。それゆえ、超義務をめぐる議論は道徳というドメインの内部で完結するはずだとする浦野らの想定を葛藤型超義務は満たす（玉手 2025, § 5.1）。

4 これらが果たして道徳的理由であるかどうかには、疑いがあるかもしれない。以下では、議論を簡潔にするためそのように想定するが、適宜ほかの（より道徳的理由だと思われる）事例に置換しても議論の本筋は損なわれまいと考える。

5 6.1 節の議論をみよ。

6 これを道徳的ジレンマと明確に区別してほしい（玉手 2025, § 4, note 13）。道徳的ジレンマとは、複数の道徳的理由が互いに競合し、そのどちらもが決定的であるという状況である。この状況では、どの義務にしたがって行為しても必ず義務違反が生じてしまう。第 6 節で詳述する。

ここからは、玉手の議論の論点を検討することで、浦野らの議論、ひいては超義務・亜義務をめぐる議論全般の理解をより深めていきたい。

3. 行為者相対的な超義務理解のさらなる含意——〈熱心な卒論指導〉の再検討

第一の論点として、玉手が葛藤型超義務を提案する直観的根拠となった〈熱心な卒論指導〉事例を再検討したい。玉手は、大学教員 A の行為が超義務的であること、およびその行為が慈恵型超義務・英雄型超義務のいずれにもあてはまらないことを根拠に、第三の超義務タイプを提案した。この第三の超義務タイプ（葛藤型超義務）の理解を深める前に、まず玉手の前提を検討したい。A の行為は本当に超義務的だろうか？

重要な点として、浦野らが提案する枠組みでは、ある行為が超義務的であるかどうかは行為者相対的に決まる⁷（浦野・石田 2024, 18n8）。この点をみるために、まずは典型的な英雄型超義務の事例を考えよう。

〈人命救助〉B は消防団員ではないが、日頃から体を鍛えている。ある日、B は、通りすがりのビル火災に遭遇し、中に一人の幼児が取り残されていることを知った。B は、危険を承知でビルに飛び込んだ。のちに B は、これは自分の義務だったと語った。

仮に、B 自身の証言を尊重して、B にとってこの行為は義務的だとしよう（cf. 浦野・石田 2024, 25）。たとえそうだとした場合、B の証言にかかわらず、B のこうした行為は我々にとっては英雄型超義務である——実際に、我々の多くにとって、ビル火災に直面しても飛び込むことなど考えもよらない。行為者相対的な超義務理解は、この行為が我々にとっては超義務的だが B にとっては義務的だという主張を許容する。

補足として、この主張は独善的に聞こえるかもしれないが、この懸念は行為の義務論的地位（義務的か禁止されるかなど）を称賛から切り離すことで緩和されるように思われる。たとえば、たとえ〈人命救助〉事例において B の行為が B にとって義務的だとしても、それを超義務的だと思う我々が B を称賛することは一切妨げられず、それどころか称賛すべきだろう（浦野・石田 2024, 26n30）。

これと同じことが〈熱心な卒論指導〉事例でも生じている。一方では、我々の大多数にとって、授業や学務をこなしながら 10 人もの学部生の卒論に懇切丁寧に向き合うというのは並外れたことであり、（少なくとも著者らにとっては）想像も及ばないことである。そのため、A の行為は、我々の大多数にとって英雄型超義務である。他方で、この主張は、当該行為が A にとっても同様に英雄型超義務だということを含意しない。たとえば、A はこうした学生指導を「教員として当然だ」と思っているかもしれないし、そこまででないとしても、少なくともこうした学生指導を自分の行為選択肢の一つとして考えることができているかもしれない。その場合、A のこうした行為は、A にとっては超義務的ではなく義務的だということが考えられる。繰り返すが、このことは、A のそうした献身的な学生指導を我々が称賛することを妨げず、それどころか称賛すべきだろう。

この懸念を一層和らげるため、以下の事例をさらに考えよ。

7 このような行為者相対的な超義務理解を検討する他の文献として、たとえば Flesher (2003), Carbonell (2016), Naumann (2017) などをみよ。

〈人命救助 2〉上記の〈人命救助〉のあと、Bは、特段の後遺症もなく生活を送り、体を鍛え続けていた。その1年後のある日、Bは、再び同じようなビル火災に遭遇し、また幼児が取り残されていることを知った。しかし、今回はBは飛び込むことには思いもよらず、ただ消防隊の到着を待った。

すなわち、過去にBは英雄的に振る舞ったかもしれないが、現在のBにはそのようなことは思いもよらない。この場合、重要な点で同じである行為（燃えるビルに飛び込んで幼児を救うという行為）が、ある時点のBにとっては十分可能な行為であり、それゆえ義務的である一方で、別のある時点のBにとってはもはや十分可能な行為ではなくなっており、それゆえ英雄的超義務的だということになる。超義務理解の行為者相対性——より一般に文脈依存性（浦野・石田 2024, 18n9）——を真剣に受け止めるなら、この見方は受け入れるべきだろう。また直観的にも、このように行為の義務論的性質が通時的に変化することはそれほど重大な問題を含むとは思われない。ある人が過去に（大多数の人から見て）英雄的に振る舞ったからといって、その人の残りの人生がずっと（大多数の人から見て）英雄的でなければならないというのは、あまりに過剰な期待だろう。

これと同じことが〈熱心な卒論指導〉にもあてはまる。仮に、〈熱心な卒論指導〉から1年後、Aはもうそれほど熱心な指導は考えられなくなってしまったとしよう。この場合、1年前にAがどうしていたかとは無関係に、献身的な学生指導は1年後のAにとってもはや義務的行為ではなく、英雄型超義務的行為に変わったといえる。Aが一度でも熱心な卒論指導をしたからといって、残りの教員人生全体において同じような自己犠牲をもって学生に望まなければならないというのは過剰な期待だろう。

このように、〈熱心な卒論指導〉事例は、行為の超義務性を行為者相対的に——より精確に言えば文脈相対的に——理解することで、当初ほどパラドキシカルな事例ではなくなるように思われる⁸。

4. 日常における超義務・亜義務の存在感

第二の論点として、玉手が着目する道徳的葛藤は、日常的にありふれた現象であり、その分だけ葛藤型超義務もまた馴染み深い規範的経験である⁹。それに比べて、玉手によれば、浦野らが考える意味での超義務は「日常においては問題にならないか問題にするまでもないかのいずれかである」（玉手 2025, §5）。なぜなら、慈恵型超義務は極めて小さな道徳的価値しか生み出さず、英雄型超義務は問題となる行為者の選択肢にそもそも入らないからである。もしそうだとすれば、慈恵型超義務や英雄型超義務より、葛藤型超義務のほうが、超義務をめぐる我々の日常的経験にとって重要な現象をより如実に捉えているのではないか——玉手はこのように主張している。

この主張は、以下の形で、浦野らの議論に対する帰謬法として再構成できる。

1. すべての超義務的行為は、慈恵型超義務か英雄型超義務のどちらかにあてはまる。
2. 慈恵型超義務的行為は、追加の道徳的価値に乏しい。
3. ある行為の追加の道徳的価値が乏しいならば、当該行為をするか否かは日常的に直面する倫理的問題とならない。
4. 英雄型超義務的行為は、問題となる行為者の選択肢に入らない。
5. ある行為者にとってある行為が選択肢に入らないならば、当該行為をするか否かは当該行為者に

8 このほか、Aの献身的な学生指導を超義務ではなく「さしあたりの義務」という別の枠組みで理解することも可能かもしれない。6.1節をみよ。

9 以下では超義務を主に取り上げるが、同じことは細部を変えれば（*mutatis mutandis*）亜義務にもあてはまる。

として日常的に直面する倫理的問題とならない。

6. 1-5より、いかなる超義務的行為も、それをするか否かは日常的に直面する倫理的問題とならない。
7. 超義務は、日常的に直面する倫理的問題に対応した規範概念である。
8. 6と7は対立する。

上の議論のうち、前提1・前提2・前提4はいずれも浦野らの提案である。小結論6は妥当だと思われる。また、浦野らはたしかに超義務を日常的・実践的に重要な規範概念として理解しているはずなので（浦野・石田 2024, 16-17）、前提7も認めなければならない。結論8もさしあたり妥当である。

残るのは前提3と前提5であり、いずれも「日常的に直面する倫理的問題」をどのように理解するかが争点となる。そこで筆者らは、玉手の見立てとは異なる形で、慈恵型超義務や英雄型超義務が日常的な倫理的問題を生じさせると主張したい。

慈恵型超義務から考えよう。少額の募金は、たとえ望ましくても義務的ではないということについては、一定の社会的コンセンサスが得られているとする。このとき、誰かが募金箱に気付き、無理なく募金できるにもかかわらず、それを無視して通り過ぎたとしても、そのことは道徳的に正当化可能である。しかし、そうして「正当に」募金箱を無視した際には、我々はしばしば、本当は募金したほうがよかったのかもしれないと考え、自分の情けなさや道徳的未完成性を痛感する。

同じことは英雄型超義務にも言える。自らの命をかけた人命救助は、たとえ望ましくても義務的ではないということについて、一定の社会的コンセンサスが得られているとする。このとき、誰かが通りすがりにビル火災を目撃し、中から助けを求める声が聞こえたにもかかわらず、それから目を逸らしてただ消防隊の到着を待ったとしても、そのことは道徳的に正当化可能である。しかし、そうして「正当に」悲痛な声が無視した際には、本当は助けに向かったほうがよかったのかもしれないと考え、自分の情けなさや道徳的未完成性を痛感する¹⁰。

慈恵型超義務や英雄型超義務は、このような良心の呵責という形で、我々の日常的な規範的経験の一部を形作っている。たしかに、良心の呵責は、道徳的葛藤とは異なり、我々の行為選択に直接的な影響を与えるわけではないだろう（我々の大多数は、ある募金箱を無視して良心の呵責を感じたからといって、別の募金箱を見た時にも同じように無視し続けるだろう¹¹）。しかし、行為選択に直接的な影響を与えるものだけが我々の日常的な規範的経験だという主張は極めて強い主張であり、さらなる根拠を要すると思われる¹²。それゆえ、より穏当な立場として、日常における顕著な規範的経験には行為選択を直接的に左右しないものも含まれることを認めるとすれば、玉手の主張とは異なり、慈恵型超義務や英雄型超義務が日常的にレリヴァンスを欠くことにはならない。

もちろん、行為選択を直接的に左右するような規範的経験は、そうでない経験に比べて、重要性がより大きいかもしれない。その意味で、慈恵型・英雄型超義務が惹起する良心の呵責よりも、葛藤型超義務の

10 関連して、誰かが英雄的な人命救助をしないこと自体は非難に値しないかもしれないが、その人が、自分が英雄的な人命救助をしなかったことについて全く遺憾に思っていないとすれば、その態度は非難に値するかもしれない（浦野・石田 2024, 21n17）。

11 そもそも良心の呵責すら感じない人、つまり「禁止されていなければ何をやってもいい」と心の底から思ってそのように行為する人については、筆者らの指摘はあたらないかもしれない（この点は玉手との議論により明白になった）。筆者らは、そのような人は典型的ではないと想定し、議論を単純にするためここでは一旦わきにおくが、そのような人にとって慈恵型・英雄型超義務が普段の規範的経験としてどうでもいいという可能性は否定しない。重要なのは、良心の呵責を感じる我々の大多数にとって慈恵型・英雄型超義務が普段の規範的経験として生じるということである。

12 ここで取り上げる良心の呵責のほか、行為選択に直接の影響を与えない規範的経験の例として、ウィリアムズが詳しく論じる後悔（regret）がある（Williams 1965）。

背景となっている道徳的葛藤のほうがより重要だと考える人がいるかもしれない。筆者らは、この考えを否定するものではない。ただし、仮にそうだとすると、道徳的葛藤という現象を超義務の第三の類型として考えるべきかどうかは別の問題として残る。とりわけ、我々の日常的な理解によれば、超義務という現象の中心をなすのは道徳的理由（行為を選ぶ上でどの考慮事項を加味するのが望ましいか）と道徳的義務（どの行為を選ぶべきか）のずれである¹³のに対して、道徳的葛藤の中心をなすのは、理由と義務のずれではなく、複数の道徳的理由どうしの競合である。実際に、道徳的葛藤は、超義務だけでなく通常の義務においても生じる一般的現象である（6節をみよ）。この点は、道徳的葛藤という現象を超義務の一種とみなすことに対して、決定的な反論ではないかもしれないが、少なくとも疑問を生じさせる。

5. 道徳的葛藤と超義務・亜義務の複合について

玉手が重視する道徳的葛藤という現象を、慈恵型超義務・英雄型超義務と並ぶ第三の超義務タイプとして考えることには、少なくとも二つの問題がある。一つは本節でみる分類上の問題である。

もし葛藤型超義務が第三の超義務タイプだとすれば、慈恵・英雄・葛藤の三種の超義務がそれぞれ相互排他的だとするのが一つの自然な考え方だ¹⁴。しかし、これは成立しない。第一に、複数の慈恵型超義務をめぐって道徳的葛藤が起きることがある。次の事例を考えてほしい。

〈ダブル募金箱〉Cは、普段の生活費をキャッシュレスで決済しており、現金を持ち歩くことはない。ある日、Cは、コンビニで決済をする際、ポケットに一元玉があることに気づいた。レジの横には、二つの募金箱があり、ひとつは障害者の支援、もうひとつは性的マイノリティの支援を目的としている。どちらの寄付の運営団体も信頼でき、どちらの社会的集団も同程度に不正義を受けており、Cはそうしたことを知っている。

このとき、Cが障害者支援の募金に1円を寄付することと、Cが性的マイノリティ支援の募金に1円を寄付することは、どちらも慈恵型超義務にあたる。しかし、Cは現金を持ち歩かないCにとって、今たまたま手元にある一元玉を一方に寄付すれば他方には寄付できず、また一元玉を分割して寄付することもできない。そのため、Cは複数の道徳的理由の競合に直面しており、この意味で、Cが一方に寄付をすることは望ましいが決定的な義務とはならない。いわば、Cが一方の募金に1円を寄付するのが義務でないことは多重決定されている——追加の価値の瑣末さと、同程度に強い別の道徳的理由があることによって決定されている。

第二に、複数の英雄型超義務をめぐって道徳的葛藤が生じることもある。次の事例を考えてほしい。

〈ダブル人命救助〉Dは日頃から体を鍛えているが、命をかけて人命を救うことなど考えもつかないような人生を送ってきた。ある日、Dが駅で電車を待っていると、二人の見知らぬ人(X, Y)が同時にプラットフォームのそれぞれ反対側から線路に落ちるのを目撃した。プラットフォームは広く、一人を救出してからプラットフォームの反対側でもう一人を救出するには時間がかかる。プラットフォーム上にはDのほかには人はいらず、緊急ボタン等もなく、両側の線路とも残り数十秒で快速電車

13 浦野らは、当初、これを道徳的価値と道徳的義務の対立として描いており（浦野・石田 2024, 19）、用語法にやや不統一があるが、ここでの論旨に照らして同じことである。

14 玉手自身は、必ずしもそのような形で葛藤型超義務を構想したわけではなく、「三つの超義務カテゴリーの相互関係については、なお詳細に論じるべき余地が残されている」（玉手 2025, §7）と簡単に言及するにとどめている。

が高速で通過する。

こちらの事例でも、DがXを救うことと、DがYを救うことは、どちらも英雄型超義務にあたる。しかし、上記の仮定により、XとYをどちらも救うことはできない。そのため、Dは複数の道徳的理由の衝突に直面しており、この意味で、一方を救うことは望ましいが決定的な義務とはならない。いわば、慈恵型超義務の複合と同じように、Dの行為が義務でないことは多重決定されている。

もちろん、道徳的葛藤と他の超義務クラスが複合することは、それだけで葛藤型超義務というクラスを認める立場への決定的反論となるわけではないかもしれない。ただし、その場合には、慈恵・英雄・葛藤という三つの超義務クラスを分類する観点が統一されないという理論的なコストが伴う¹⁵。そのため、道徳的葛藤を慈恵型超義務・英雄型超義務と並ぶ第三の超義務クラスとしてではなく、これらの超義務クラスに直交する別種の考慮事項として考えるほうが、さしあたり (*prima facie*) 説得的であるように著者らには思われる。

6. 道徳的理由の複数性という問題——浦野・石田論文の射程を再検討する

道徳的葛藤を第三の超義務クラスとみなすことを躊躇すべき第二の根拠は、道徳的葛藤がそもそも超義務に限った現象ではないという実質的な問題である。この点を以下で検討する。

6.1. 道徳的理由の競合という現象の一般性

玉手が適切に述べるように、超義務は、典型的には単一の道徳的理由が問題になる場面を想定して議論されてきた¹⁶。浦野らの議論もその例外ではない。これに対して、我々が日常的に行為を選ぶ際には、複数の道徳的理由が考慮対象となることが普通であり、それらの複数の道徳的理由が相反する行為をサポートするという形で競合することも決して稀ではない。それゆえ、超義務をより現実的な形で——我々の規範的経験に即した形で——理解するためには、こうした道徳的理由の複数性を反映させることが望ましい（玉手 2025, §7）。筆者らもこれに同意する。問題は、道徳的理由の複数性を、超義務に第三の類型を設けるという形で反映するのが最適かどうかである。

異なる複数の道徳的理由が競合するという現象は、超義務という概念を使わずに記述することが普通であるような状況でも生じる。その典型例が道徳的ジレンマである（cf. McConnell 2022）。たとえば、Eの国が隣国から侵略を受け、その過程でEは兄弟を殺害されたとしよう。Eは母親と二人暮らしであり、もしEが戦地に出れば母親を戦火のなか一人残すことになるとしよう。このとき、Eには、戦地に向かって不当な侵略を阻止すべき（それを通して亡くなった兄弟を弔うべき）決定的な道徳的理由と、母親を危険に晒すことなく親孝行を続けるべき決定的な道徳的理由がある。両者は両立不可能であるため、Eは、どちらの道徳的理由にしたがって行為したとしても、何らかの決定的な道徳的理由に背く——単純化を恐

15 このことは玉手も認めているように思われる（玉手 2025, §7）。

16 これに対して、単一の道徳的理由のみが問題になっているように見える事例であっても実際には複数の道徳的理由が介在しているという立場があるかもしれない。たとえば、少額の募金では、財の再分配をするべき道徳的理由——これは募金することを正当化する（*justify*）——に、わずかであれコストが生じることに関連した自己利益由来の道徳的理由——これは募金をしないことを要求する（*require*）——が競合しているのだという見立てがありうる。要求理由と正当化理由の区別については、たとえば Gert (2007) をみよ。この点に詳細に言及する必要性を示してくれた發田颯虎に感謝する。この点については、浦野らが道徳的理由不足説という形で部分的に検討している（浦野・石田 2024, 23–24）ほか、自己利益由来の理由を道徳的理由に「変換」して扱う点で、ここで対比して想定している道徳的葛藤の状況とはやや性質が異なることが指摘できるが、目下の論旨に直接関係しないため深入りしない。

れずに言えば、道徳的義務に違反する——ことになってしまう¹⁷。

複数の道徳的理由が競合する別の事例として、さしあたりの義務 (*prima facie obligation*) 同士が競合している状況が考えられる¹⁸。たとえば、F は約束の待ち合わせ時間に遅れまいと急いで走っていたところ、見知らぬ人 (G) と衝突して軽傷を負わせてしまったとしよう。F には、約束を守るさしあたりの道徳的義務があり、また自分の過失の被害者に償いをするさしあたりの道徳的義務がある。仮に、F が G を病院に連れて行くなどすれば、F は約束の時間に間に合わないであろう。このとき、どちらのさしあたりの道徳的義務が決定的になるか——F がどの行為を選ぶべきか——は、G の傷の程度や F の約束の重大性などによって決まると考えるのが自然だろう。G の傷がよほど軽く、約束の内容が (たとえば就活の最終面接など) あまりに重大であれば、F は簡単な謝罪をして直ちにその場を辞することがすべてを考慮して (all things considered) 道徳的に許容されるかもしれない。他方で、G が簡単な応急処置を必要としており、約束の内容が (たとえば普段からよく会っている友人との飲み会など) 些末なものであれば、F が G を助けることがすべてを考慮して道徳的に求められるかもしれない。道徳的ジレンマの状況とは異なり、どちらの「義務」も、他の考慮事項のいかんによっては、すべてを考慮して不充足が許容される。

興味深いことに、玉手が当初提起した〈熱心な卒論指導〉事例も、こうしたさしあたりの義務同士の競合として読み替えられる。典型的な日本の大学教員にとっては、自分の研究を進めること、大学職員として学務の一端を担うこと、また学生を指導することは、いずれもさしあたりの義務である¹⁹。これに加えて、家族がいるならば家族との時間を過ごすことや、市民として必要な役割を果たすことも、さしあたりの義務である²⁰。これらのさしあたりの道徳的義務は、他の考慮事項のいかんによっては、すべてを考慮して不充足が許容される。たとえば、自分の子供が危篤だとの知らせが病院から入れば、学生指導や学務をわきにおいて病院に向かい家族と時間を過ごすことがすべてを考慮して正当化されるだろう。同様に、競争的資金プロジェクトがすべて今年度で終わる研究者にとって、次年度以後の競争的資金の申請が迫っている場合には、学生指導や家族との時間を後回しにすることもすべてを考慮して正当化されるかもしれない。

このように、我々は、複数の道徳的理由が競合するという現象を超義務とは (少なくとも一見したところ) 無関係の文脈で記述することができる。また、複数の道徳的理由が競合し、それによって一見すると超義務が生じていると思われる状況も、超義務とは異なる記述が無理なく可能ではないかと思われる²¹。筆者らは、どちらの記述がより優れているかをここで論じたいわけではない。重要なことは、複数の道徳的理由の競合という現象が、決して超義務に特有のものではなく、それゆえ超義務のいち類型として扱うべきものではないように思われるということだ。

17 いわゆるサルトルの指導学生の実例を簡略化した。この事例では、異なる種類の複数の道徳的理由が競合しているが、同種の複数の道徳的理由が競合する道徳的ジレンマも考えられる。その一例は「ソフィーの選択」として知られる——ある母親が、子供二人とともにナチスの強制収容所に連行され、子供のうち一人だけを解放するように迫られるというものである。

18 以下の事例は、W・D・ロスによる「さしあたりの義務」をめぐる議論 (Ross 2002, ch. 2) を参考にしているが、細部は筆者らによるものである。

19 これが本当に道徳的義務であるかという論点は、ここではわきにおく。註 4 もみよ。

20 ところで、仮に卒論指導事例において学生指導が超義務的なのであれば、それと競合する研究活動や家事も同じ理由で超義務的だということになる。この場合、「複数の超義務的行為が競合する」よりも「複数のさしあたり義務的な行為が競合する」といったほうが、状況の記述として自然ではないかと筆者らは考える。ただし、これは言葉遣いの問題という面が大きいので、深入りしない。

21 もちろん、道徳的理由同士の競合を超義務という概念のもとで記述してはならないと言いたいわけではない。とくに、サルトル事例について、E はどちらを選んでも (極めて難しい状況であえて選択をし、少なくとも一つの義務を履行したという点で) 英雄型超義務的行為をしたことになるかと考える人がいるかもしれない。筆者らは、この可能性をここで完全に検討することはできない。ただし、仮にこれが英雄型超義務にあたるとしても、これは人命救助などの典型的な英雄型超義務とは性質の違ったものとなる。なぜなら、この「ジレンマにおける決断」は必ず一部の道徳的義務への違反を伴うのに対して、典型的な英雄型超義務では、いかなる意味でも義務に違反していない、それゆえただ望ましいだけの超義務的行為が想定可能だからである。

6. 2. エフォートバランス説の可能性と課題

これとは別の形で、複数の道徳的理由の競合によって行為が義務的でなくなるという現象を、我々の超義務の理解そのものに直接的に反映することはできるか。その一つの可能性として、以下ではエフォートバランスに着目した超義務理解を簡単に検討する。

我々が日常的に行為を選ぶ際には、複数の道徳的理由が考慮対象となることに加えて、そうした複数の道徳的理由すべてをどのような配分で考慮するかが問題となるのが典型的である。先の事例でいえば、Fは、たとえ約束を守ることが道徳的に最も重要だとしても、Gに対して最低限度の謝罪をするべきだろう。同様に、たとえGの救護が道徳的に最も重要だとしても、知人に一報を入れることで部分的にでも約束を守るべきだろう。一般に、複数の道徳的理由が（どれも決定的でない形で）競合しているときに、一部の道徳的理由のみを過度に考慮して他を蔑ろにすることは、通常は道徳的に最善だとはいえない。

同じことを、再び〈熱心な卒論指導〉事例で考えよう。最低限の義務以上に学生を指導することは、それだけを見れば道徳的に望ましいかもしれない。しかし、その度合いが行きすぎて、自らの研究を疎かにしたり、家庭を顧みなかったりすれば、（どれほど学生指導により莫大な道徳的価値を生み出しているとしても）全体のエフォートバランスは決して望ましいとはいえない。

このとき、献身的な卒論指導は果たして超義務的だろうか。二つの考え方がある。第一に、ある行為が超義務的であるかどうかを、他の道徳的理由との兼ね合いを考慮せずに当該行為だけをみて決定できるとしてみよう。その場合、この過剰に自己奉仕的な学生指導は、他の点でどんなに犠牲を伴い、全体として望ましくないとしても、学生指導という点だけからみれば「望ましいが義務的ではない行為」であり、超義務的だといえるかもしれない。ただし、これは玉手の当初の問題提起には反する考え方だろう。玉手は、この種の献身的な学生指導を、他の道徳的理由があることで義務的ではなくなっている行為として理解しているからである。

そこで第二に、ある行為が超義務的であるかどうかを、他の道徳的理由との兼ね合いを考慮してはじめて決定できるとしてみよう。単純化すれば、先の事例において、ある学生指導が超義務的であるかどうかを考えるのではなく、ある「学生指導と他の道徳的考慮事項との考慮のバランス」が超義務的であるかどうかを考えるというわけである。単純化のために、教員ごとの状況に応じて「道徳的に義務的なエフォートバランス」が想定できるとしよう。仮に、過剰に自己奉仕的な学生指導によって研究や家事があまりに蔑ろにされるとすれば、そのようなエフォートバランスは「義務的なエフォートバランス」よりも望ましくなく、したがって超義務的ではなくなる²²。これに対して、他の考慮事項をそれほど蔑ろにしない——つまり、自らの研究や家事に適切に時間等を使った上で、さらに学生指導に尽力する——という形で「義務的なエフォートバランス」を逸脱するとすれば、そのようなエフォートバランスは「義務的なエフォートバランス」よりも望ましく、したがって超義務的だといえるかもしれない。この考え方——行為の超義務性のエフォートバランス説——は、複数の道徳的理由の競合によって一部の超義務を理解しようとする玉手の問題提起に即しており、一見すると有望だと思われるかもしれない。

ただし、エフォートバランス説には、行為の超義務性の判定において考慮すべきものの範囲が無際限に拡大してしまうという課題がある。先の事例では学生指導・研究・家事の三者のみを考慮したが、我々の日常的な行為選択において考慮すべき事項はもっと幅広い。それどころか、本当に「望ましいエフォートバランス」を突き詰めて考えるなら、理論上、世界のあらゆる事象を考慮しなければ行為の超義務性は判定できないことになる。こうした「手がかり欠如」(cluelessness)に訴えた批判は、伝統的には功利主義に代表される帰結主義的道德理論に対して向けられ (Kagan 1998, 64; Lenman 2000)、近年ではとりわけ不確

22 浦野らは、超義務を「ある義務的行為よりも望ましい行為」として定式化している (浦野・石田 2024, 18)。

定性（uncertainty）のもとでの道徳理論が直面する問題として盛んに論じられている（Tarsney, Thomas, and MacAskill 2024, §3）。超義務のエフォートバランス説もこれと同じ問題に巻き込まれてしまう²³。

6.3. 道徳的理由の競合と超義務——より穏当な考え方

「手がかり欠如」批判については、解決策を含めてさまざまな見方が提案されつつあり²⁴、ここでエフォートバランス説の可能性を閉ざすことは独断的かもしれない。ここで筆者らが言いたいのは、行為の超義務性をさまざまな道徳的理由のあいだの「バランス」として捉えるという方針が、一見した魅力に反して、有名な道徳的問題に直面してしまうということだ。さらに、複数の道徳的理由が競合するという現象を超義務という枠組みの中で説明する戦略としてエフォートバランス説以外のものがあるという可能性を、ここで完全に否定するつもりはない。

他方で、より穏当でシンプルな考え方は、道徳的理由の複数性と超義務とを完全に分離し、それぞれが我々の規範的経験を異なるメカニズムで独立に複雑化しているのだと考えることだろう。これは、道徳的理由の競合が（超義務ではなく）義務においても一般に生じること（6.1 節）とも符合する。

論点をよりビビッドにするため、第5節でみた〈ダブル募金箱〉事例を再検討しよう²⁵。この事例で、Cは種類の異なる二つの選択に迫られている。第一の選択は、手元にある1円を募金するかどうかの選択——どちらに募金するかは問わず、ともかく募金するかどうかの選択——である。募金することはCにとって義務的ではなく、慈恵型超義務的である。これが義務的でないのは、Cの募金が生み出す追加の道徳的価値が十分に小さく、義務を生むほどではないからだ——これが慈恵型超義務の特徴である。第二の選択は、仮に募金するとしてどちらに募金するかの選択である。一方に募金することはCにとって義務的ではない。これが義務的でないのは、その募金箱に募金する道徳的理由と、他方の募金箱に募金する道徳的理由が、同じ強さで競合しており、どちらも決定的でないからだ——これが道徳的葛藤という現象の特徴である。

浦野らの議論は、このうち前者のタイプの選択だけを扱い、（それまでの超義務をめぐる典型的な議論と同じように）単一の道徳的理由のみが問題となる状況を想定して超義務を論じていたことになる（玉手 2025, §7）。その意味で、浦野らは、「望ましいが義務的ではない行為」のすべてを汲み尽くしていたとは決して言えない。他方で、玉手も認めるように、浦野らの議論は、「道徳的理由が単一であるにもかかわらず望ましいが義務的ではない行為」の分析としては依然として一定の説得性があるかもしれない（玉手 2025, §7）。

そうだとすれば、次のようにまとめることが許されるだろう。玉手の指摘どおり、慈恵型超義務・英雄型超義務よりもずっと我々の日常にありふれた困難な規範的経験として、複数の道徳的理由の競合（道徳的葛藤）がある。しかし、道徳的理由がただ一つであっても——すなわち、道徳的理由同士の競合を無視できる「理想的な」状況でさえ——我々は別種の困難な規範的経験に直面することがある。その一つが超義務であり、浦野らの議論はこの領域に限定される²⁶。誤解を恐れずに言えば、道徳的理由が競合する場合

23 義務論は「義務」等の大雑把な行為指針を用いて道徳を考えるため、本来、帰結主義とは違って義務論は「手がかり欠如」批判の影響をそれほど深刻に受けないと考える人がいるかもしれない。そうだとすると、超義務のエフォートバランス説は、「手がかり欠如」批判を帰結主義だけでなく義務論にも呼び込むことになり、義務論の相対的な理論的優位を失わせてしまうかもしれない（この点は玉手との議論により明確された）。この論点は本リブライの目的を大きく超える一般的な規範倫理学の問題であるため、これ以上は深入りしない。

24 「手がかり欠如」批判の大部分——すべてではない——が実際には問題ではないと論じる文献として、たとえば Greaves (2016) がある。

25 同じことが〈ダブル人命救助〉事例にもあてはまる。

26 言い換えれば、スヴェン・ウヴェ・ハンソンの議論をもとにして浦野らが提案した超義務の定義は、より限定的なものとなるよう改善が必要だということになる。なぜなら、玉手が指摘するように、道徳的葛藤によって生じる「望ましいが義務的でない行為」もまた浦野らの定義を満たしてしまう（玉手 2025, §4, note 12）からである。この点は玉手との議論により明らかにされた。

に規範的困難が生じるのは当然であるのに対して、超義務は、そのような競合を排除したとしてもなお残る規範的経験として顕著であり、この顕著な領域に特化した分析こそが浦野らの狙いであったと理解することができる。

7. 結論

この研究ノートの目的は、単に玉手に反論することでも、単に浦野らの見解を擁護するべく論陣を張ることでもなく、玉手が提起した論点を足がかりとして超義務・亜義務の理解を深めることである。とりわけ、超義務をめぐる理論的な検討は、英語圏はもとより日本でも未だ萌芽的状况にあるため、このような「批判と応答」を通して議論を深めることは、論争の当事者のみならず周囲の人々にとっても有益ではないかと筆者らは期待している。

繰り返しになるが、筆者らの結論はこうである。玉手が提起する道徳的葛藤は極めて重要な現象であるものの、それは超義務・亜義務とはやはり別種の現象であり、超義務・亜義務にそれぞれ第三のクラスを設けるには及ばない。

この結論は、玉手の懸念がまったく超義務・亜義務をめぐる議論にとって無関係だったことを意味しない。超義務・亜義務が、それと隣接するが異なる現象である道徳的葛藤とどのような関係にあるかは、浦野と石田の議論において欠けていた重要な考慮事項であり、玉手はこの点について一つの体系的な立場を示した。筆者らは、この点について玉手とは異なる立場を示したことになる。どちらの立場が説得的であるにせよ、玉手の問題提起は、浦野らの議論における不備をひとつ指摘し、超義務・亜義務をめぐる議論を発展させる突破口を開いたことになる。

もちろん、この結論に対してさらなる反論があるかもしれないし、また他の点でこの研究ノートが玉手の懸念に十分に答えられていない可能性も筆者らは否定しない。そして、応答の過程で、筆者らは多くの点を（議論のためとはいえ）未解決にしてきた。これらの論点を一つ一つ詳細に検討することは、この研究ノートの目的を超えるため、超義務と亜義務をめぐる今後の倫理的検討の課題としたい。

謝 辞

本研究は、大阪大学社会技術共創研究センター 2022 年度 ELSI 共創プロジェクト「企業の ELSI 対応の一部としての自主規制とそれに伴う萎縮効果に関する理論的研究」（研究代表者：長門裕介）および JSPS 科研費 JP23K11997（研究代表者：石田柊）の支援を受けたものである。また、本リプライは、2024 年 9 月 15 日にオンライン政治理論研究会で開催されたワークショップ「超義務の倫理学・再訪」での草稿をもとにしている。コメンタリー執筆者である玉手慎太郎氏、本リプライの草稿に対して有益なコメントをくれた田畑真一、發田颯虎、松田新の各氏（五十音順）、上記研究会の参加者、および匿名査読者に心から感謝する。

参考文献

- Carbonell, Vanessa. 2015. "Differential Demands: Moral Demandingness and Ought Implies Can." In *The Limits of Moral Obligation*, edited by Marcel van Ackeren and Michael Kühler, 36–50. Routledge.
- Flescher, Andrew Michael. 2003. *Heroes, Saints, and Ordinary Morality*. Georgetown University Press.
- Gert, Joshua. 2007. "Normative Strength and the Balance of Reasons." *The Philosophical Review* 116 (4): 533–62.
- Greaves, Hilary. 2016. "Cluelessness." *Proceedings of the Aristotelian Society* 116 (3): 311–39.

- Hansson, Sven Ove. 2015. "Representing Supererogation." *Journal of Logic and Computation* 25 (2): 443–51.
- Kagan, Shelly. 1998. *Normative Ethics*. Routledge.
- Lenman, James. 2000. "Consequentialism and Cluelessness." *Philosophy & Public Affairs* 29 (4): 342–70.
- McConnell, Terrance. 2022. "Moral Dilemmas." In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Fall 2022 edition, edited by Edward N. Zalta and Uri Nodelman. Available at <https://plato.stanford.edu/archives/fall2022/entries/moral-dilemmas/>.
- Naumann, Katharina. 2017. "Self-Perfection, Self-Knowledge, and the Supererogatory." *Etica & Politica* 19 (1): 319–32.
- Ross, W. D. 2002. *The Rights and the Good*, edited by Philip Stratton-Lake. Oxford University Press. First published 1930. Citations refer to the 2002 edition.
- Tarsney, Christian, Teruji Thomas, and William MacAskill. 2024. "Moral Decision-Making Under Uncertainty." In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Spring 2024 edition, edited by Edward N. Zalta and Uri Nodelman. Available at <https://plato.stanford.edu/archives/spr2024/entries/moral-decision-uncertainty/>.
- Williams, B. A. O. 1965. "Ethical Consistency." *Proceedings of the Aristotelian Society, Supplementary Volumes* 39 (1): 103–24.
- 浦野敬介・石田柊（2024）「しないに越したことはない——超義務と亜義務の倫理学」『応用倫理』15号：15–32 ページ。
- 玉手慎太郎（2025）「道徳的理由のあいだの葛藤という観点から超義務を考える——浦野&石田「しないに越したことはない：超義務と亜義務の倫理学」へのコメント」『応用倫理』16号：37–45 ページ。